



# 令和7年度 五ヶ瀬町移住・定住 支援制度のご案内



### **出産前宿泊費助成**

○町内に産科医療機関がないことから、出産前に医療機関へ宿泊することで、安心して出産できる体制を確保する。

○助成額：1回あたり1万円を上限とし、かかった費用の3分の2を助成する。

1回の出産につき1泊を基本とするが、主治医の指示があった場合は3泊分を上限として補助する。

■町民課 保健衛生係 ☎0982-82-1704

### **出産祝い金**

○条件を満たす場合に出産祝い金を交付。

○第一子が5万円、第二子が10万円、第三子が15万円、第四子以降が20万円。

■福祉課 保育所係 ☎0982-82-1702

### **子ども医療費助成制度**

○中学3年生までの児童・生徒を対象に医療費を助成。

○自己負担額は保険診療分に限り無料。

■福祉課 保育所係 ☎0982-82-1702

### **予防接種費用助成**

○生後6か月時から高校3年生までを対象に、インフルエンザ予防接種の費用助成を行う。

1回目の接種の自己負担額：2,000円 2回目の接種の自己負担額：1,300円

○妊婦を対象にインフルエンザ予防接種の費用助成を行う。自己負担額は2,000円。

■町民課 保健衛生係 ☎0982-82-1704

### **子育て支援センター**

○親子の交流や子育てに関する相談・教室を実施。

○季節に応じたイベントの開催。

○子育て用品の貸出し等の実施。

■福祉課 福祉係 ☎0982-82-1702

### **一時保育**

○一時的に子どもの保育が必要になった時に、保護者の就労に関係なく、有料で一時的に保育を行う。

○実施場所：町内の保育所、子育て支援センター

○利用料：保育所での預かりの場合 1日 1,800 円（4 時間以内の場合 900 円）

子育て支援センターでの預かりの場合 1 時間 200 円

○原則、3 日前までに申込みが必要。

■福祉課 保育所係 ☎0982-82-1702

### **ブックスタート、ウッドスタート事業**

○赤ちゃんとその保護者に絵本や木のおもちゃ等を贈呈。

○ブックスタート事業対象者：4 か月児健診の対象者

○ウッドスタート事業対象者：7 か月児健診の対象者

■福祉課 保育所係 ☎0982-82-1702

### **準要保護児童・生徒就学援助費**

○経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、小・中学校でかかる費用の一部を援助する。

○援助対象費用：学用品費、給食費、修学旅行に係る経費、校外活動費、医療費

■教育委員会 学校教育係 ☎0982-82-1710

### **佐伯勝元教育基金奨学金**

○奨学金無利子貸与

対象者：大学進学する者（短大・専門学校は除く）で、保護者が五ヶ瀬町在住である者。

返済：大学を卒業してから 10 年以内に償還。五ヶ瀬町に帰ってくれば、その期間の返済を免除する。

○高校入学時に必要な費用の一部補助

対象者：就学援助を受けている家庭

給付額：1 人あたり 5 万円（返済は要さない。）

■教育委員会 学校教育係 ☎0982-82-1710

### **つくしんぼ文庫**

○赤ちゃんから大人まで楽しめる絵本や童話が置いてあり、時間内であれば自由に閲覧・貸出しが可能。希望があれば会員が読み聞かせ等を行う。

○場所：五ヶ瀬町民センター 1 階 図書室内

○開館日時：第 2 土曜日・午前 10 時から正午まで

■教育委員会 社会教育係 ☎0982-82-1710

### **放課後子ども教室**

○放課後や長期休暇時の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを目的として、放課後子ども教室を設置。

○対象：各小学校の児童

■教育委員会 社会教育係 ☎0982-82-1710

#### **スキー場ピッキー券発行事業**

○町内の小・中学生を対象に五ヶ瀬ハイランドスキー場のリフト代無料券を発行。

■教育委員会 学校教育係 ☎0982-82-1710

#### **スクールバス運行事業**

○中学生の登下校に際し、スクールバスを運行する。

■教育委員会 学校教育係 ☎0982-82-1710



## 高齢者支援

---

### 高齢者運転免許証自主返納支援事業

○町内に住所を有し、現に居住している者で、満 65 歳以上の者が運転免許証を自主返納した場合に五ヶ瀬町商工会の商品券（2 万円分）を交付。

■総務課 地域情報係 ☎0982-82-1700

### 集って元気に長生き事業

○高齢者のふれあいの場として病院近くの施設に設置。利用料 100 円／日。

○開設日：平日

■福祉課 介護保険係 ☎0982-82-1702

### 配食サービス

○1 人世帯の高齢者及び高齢者世帯等を対象に、月曜～土曜日に夕食を配達する。

■福祉課 介護保険係 ☎0982-82-1702

### 家族介護用品支給事業

○在宅高齢者を介護している家族介護者を対象に実施（課税対象者は対象外）。

○介護用品の支給決定を受けた者は、利用料として費用の 1 割を町に支払う。

○支給限度 ・本人・家族ともに非課税の場合 対象者 1 人あたり月額 6,500 円

・本人は非課税・家族は課税対象者の場合 対象者 1 人あたり月額 5,000 円

※いずれも利用料 1 割を含む

■福祉課 地域包括支援係 ☎0982-82-1248



## 就労支援

### **新規就農者育成総合対策事業**

#### ○経営発展支援事業

就農後の経営発展のために機械・施設等の導入を行う場合、国の実施要綱及び県の実施要領に基づき交付。

補助額：上限額 1,000 万円（経営開始資金と併用の場合は上限 500 万円）

#### ○経営開始資金

国の実施要綱及び県の実施要領に基づき交付。

補助額：年間最大 150 万円

交付期間：最長 3 年間

■農林課 農業政策係 ☎0982-82-1705

### **新規就農者支援事業補助金**

○以下に掲げる要件のすべてを満たすものに補助金を交付する。

- ・農業経営を開始して原則 5 年以内の者で、今後 5 年以上農業経営を続ける意思と条件を有する者。
- ・年間 120 日以上農業従事が見込まれる者であって、年齢が 15 歳以上概ね 65 歳以下の者。
- ・過去に新規就農補助金等の交付を受けたことがない者。

○補助額：年間最大 60 万円

○交付期間：最長 3 年間

■農林課 農業政策係 ☎0982-82-1705

### **五ヶ瀬町つなぐ園芸農業支援事業補助金**

○園芸作物の推進として、以下の補助メニューにより、補助金を交付する。

- ・省力化に係る資材（灌水設備、防草シート等）購入補助
  - ・・・交付対象経費の 3 分の 1 以内を補助
- ・品質・付加価値向上に係る資材（遮光資材、循環扇等）購入補助
  - ・・・交付対象経費の 3 分の 1 以内を補助
- ・維持管理に係る資材（ハウスの被覆資材等）購入補助
  - ・・・交付対象経費の 3 分の 1 以内を補助
- ・中古資機材（ハウス・農機具）の購入費、移設費補助
  - ・・・交付対象経費の 3 分の 1 以内を補助
- ・西臼杵郡の重点作物（園芸作物）苗代補助
  - ・・・交付対象経費の 3 分の 1 以内（新規作付のみが対象）を補助

○補助上限額：1 件あたり 30 万円以内とし、下限を 2 万円以上とする。

機器類の補助については一度限りとする。

■農林課 農畜産係 ☎0982-82-1705

### **新規開業等支援事業**

○町内において新規開業する者で、以下に該当する者を対象に補助金を交付する。

○補助対象者

- ・店舗新築、既存店舗の改修、又は車輛の購入もしくは、空き店舗及び空き家を購入賃貸して開業する者。
- ・五ヶ瀬町商工会の会員となり、経営指導又は相談を受ける等、開業にあたり必要な許認可を受けている者。
- ・補助金交付後 2 年以上営業が見込める者。

※新規開業…新規開業、第二創業、事業承継による開業

○補助対象経費

- ・新規店舗の建設工事、既存店舗の改修工事、空き店舗及び空き家の改修工事並びに車輛の改造に要する経費で 30 万円以上のもの。
- ・単価が 10 万円以上の備品購入。
- ・宣伝広告に要する経費が 10 万円以上のもの。

○補助金額：対象経費の 2 分の 1 以内の額。限度額は、工事・改造費は 100 万円、備品購入限度額は 40 万円。印刷製本費及び委託料限度額は 30 万円。

■企画課 商工観光係 ☎0982-82-1717





### **空き家情報バンク制度**

○町内の空き家で、賃貸及び売買を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として利用を希望する者に対して提供する。

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

### **空き家利活用促進支援事業補助金**

○空き家の改修及び不要物の撤去に要する経費を補助。

○対象経費：空き家の改修及び不要物の撤去（家財道具処分）費用で、同一申請者及び同一物件に対して1回を限度とする。

○補助金額：対象経費の2分の1以内の額で限度額100万円。

別途、子ども加算及び太陽光発電施設設置加算あり。

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

### **移住者向け住宅建築支援事業補助金**

○町内において住宅の新築または家族所有の住宅を増改築する移住者へ経費を補助。

○対象経費：住宅の新築、増改築に要する経費が100万円以上のもの。

○補助金額：対象経費の2分の1以内の額で限度額100万円。

別途、子ども加算及び太陽光発電施設設置加算あり。

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

### **移住・定住奨励金**

○町内に住宅を購入または賃借する移住者で、当該物件に5年以上居住する意思があり、かつ自治会に加入した者を対象に奨励金を交付する。

○交付額：一世帯一律10万円。

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

### **五ヶ瀬町移住支援金**

○移住・定住の促進及び中小企業等における人材不足の解消に資するため、宮崎県と共同して行う宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。）から町に移住した者に対し、移住支援金を交付する。

○交付額：世帯100万円、単身60万円。（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。）

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717



#### **五ヶ瀬町ひなた暮らし移住支援金**

○移住・定住の促進及び地域の人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県。）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県。）又は福岡県から町に移住した者に対し、移住支援金を交付する。

○交付額：世帯 100 万円、単身 30 万円。（18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき 100 万円を予算の範囲内において加算する。）

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

#### **低炭素木の住まい助成事業補助金**

○自ら居住する住宅を町内に新築または増築（いずれも概ね 500 万円以上）する者に対し、町産材 1 立方メートルあたり 2 万円を補助する。

○交付上限額：40 万円

■農林課 林業振興係 ☎0982-82-1705

#### **薪ストーブ利用推進事業補助金**

○自ら居住する町内の住宅または事業用施設に未使用の薪ストーブを設置する者に対し、薪ストーブ等の設置にかかる経費の 2 分の 1 以内の額を補助する。

○交付上限額：10 万円

■農林課 林業振興係 ☎0982-82-1705